

施策番号 1-4-1	施策名 互いに認め合う地域社会の形成	基本目標	誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくり			
		政策名	人々が尊重しあう地域社会の実現			
	主管課	保健福祉課	課長名	有澤 勝昭	内線	550
	施策関係課	企画財政課				

1. 施策の方針と成果指標

施策の方針		対象	意図					結果	
性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮できる社会の形成及び人権を尊重し差別や権利侵害のない地域づくりをすすめます。		町民	・男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにする ・人権を守り、権利侵害(擁護)への意識を高める					誰もが個々を認め、支え合う事ができる社会の形成及び人権を尊重し合う社会を築くことができる	
成果指標	説明	単位	23年度(策定時)	27年度	28年度	29年度	30年度(目標)		
① 性別に関係なく社会進出(参加)できる町だと思ふ町民の割合	住民意識調査	%	47.6	42.5	41.6	50.0	50.0		
② 芽室町の審議会等委員への女性登用率	庁内各課状況	%	41.0	32.0	31.1	40.0	40.0以上		
③ 人権が尊重され、差別や人権侵害がない町だと思ふ町民の割合	住民意識調査	%	50.5	48.5	51.7	55.0	55.0		
成果指標設定の考え方	* 前期計画の「人権を尊重する地域社会の形成」と「男女共同参画社会の構築」を統合しシートを作成。 ①前期で目標値「45%」を達成したため、更に上を目指し50%に設定。 ②前期指標と同じであるが、平成23・24年度目標値の40%以上を目指し設定。 ③前期で目標値「50%」を達成したため、更に上を目指し55%に設定。								

2. 施策の事業費

	27年度決算	28年度決算
施策事業費(千円)	983	1,306
人工数(業務量)	0.5150	0.5511

3. 施策の達成状況

(1) 施策の達成度とその考察			
①平成28年度の成果評価(前年度比較)	<input checked="" type="checkbox"/> 成果は向上した <input type="checkbox"/> 成果は変わらなかった <input type="checkbox"/> 成果は低下した	想定される理由	成果指標①②は前年度より若干低下しているが、③は3%と上昇し、全体的には成果は向上。→男女共同参画の意識啓発事業の継続や人権擁護委員による継続的活動、高齢者や障がい者の権利擁護事業の推進が主な要因。
②平成30年度の目標値達成見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 現状の取り組みの延長で目標は達成できる <input type="checkbox"/> 現状の取り組みの延長で目標達成は難しいが、現行事業の見直しや新規事業の企画実施で目標達成は可能 <input type="checkbox"/> 事業の見直しや新規事業の企画実施をしても目標達成は難しい	根拠(理由)	①、②は、男女共同参画基本計画の進捗管理や意識啓発事業の継続実施により目標達成は可能。 ③は、人権擁護委員による人権思想の啓発活動や相談窓口開設の継続実施、更には、H28年度から実施している「芽室町人権の花運動」により目標達成は可能。 また、平成27年度から、高齢者や障がい者の権利擁護支援体制を構築するため、市民後見・成年後見制度の利用促進に係る事業を芽室町社会福祉協議会に委託しており、今後、更に、権利擁護支援体制の充実が図られることにより目標達成は可能。
(2) 施策の成果評価に対する平成28年度事務事業の総括			
①施策の成果向上に対して貢献度が高かった事務事業	男女共同参画推進事業 帯広人権擁護委員協議会参画事業 成年後見推進事業	②施策の成果向上に対して貢献度が低かった事務事業	
③事務事業全体の振り返り(総括)	・「男女共同参画推進事業」→第2期芽室町男女共同参画基本計画の進捗管理や事業の検討を審議会でやり、起業をテーマとした講演会や川柳の募集などを実施することにより、意識改革を図ることができた。 ・「帯広人権擁護委員協議会参画事業」→人権擁護委員の年間を通した人権相談や啓発普及活動、更には、H28年度より実施している子供たちを対象にした「芽室町人権の花運動」などにより、人権を尊重する意識が醸成された。 ・「成年後見推進事業」→平成27年度から、高齢者や障がい者の権利擁護支援体制を構築するため、市民後見・成年後見制度の利用促進に係る事業を芽室町社会福祉協議会に委託したことにより、権利擁護支援体制の充実を図ることができた。		

**(3)「施策の方針」実現に対する進捗結果**

進捗結果	A	B	C	D	E
			○		

※該当に○印

- A: 実現した
- B: (後期実施計画策定時と比較して) 大きく前進した
- C: (後期実施計画策定時と比較して) 前進した
- D: (後期実施計画策定時と比較して) 変わらない
- E: (後期実施計画策定時と比較して) 後退した

**4. 施策を取り巻く状況変化・住民意見等**

<p>施策を取り巻く状況と今後の予測</p>	<p>《施策を取り巻く状況》</p> <p>①平成16年4月施行の「男女共同参画推進条例」に基づき、平成22年度に「第2期男女共同参画基本計画」を策定</p> <p>②家庭内暴力や配偶者等による暴力を含め、人権問題の多様化・複雑化</p> <p>③認知症高齢者や独居高齢者、身寄りのない方の増加</p> <p>《今後の予測》</p> <p>①男女共同参画に対する関心は個人により大きく差があり、生活に身近な内容で関心を持ってもらう必要がある。</p> <p>②相談対応や人権意識の普及啓発活動がますます重要</p> <p>③成年後見制度の必要性が高まり、需要はさらに増大</p>
<p>この施策に対して住民や議会からどんな意見や要望が寄せられているか？</p>	<p>特になし</p>

**5. 施策の課題認識(現状の課題、新たに取り組むべき課題)**

<p>●課題① 女性活躍プロジェクトの推進</p> <p>芽室町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、女性活躍プロジェクトを重点化しており、男女共同参画の視点からも女性の希望を叶える取り組みが必要。</p> <p>●課題② 人権意識の醸成</p> <p>人権意識の普及啓発のためには、小さな頃からの人権意識の醸成が重要であり、教育機関との連携による意識啓発活動が必要。 →(H28年度より、町内幼稚園、保育所の子供たちを対象とした「芽室町人権の花運動」を実施)</p> <p>●課題③ 権利擁護体制の充実</p> <p>権利擁護支援を必要とする方の増加が見込まれていることから、権利擁護体制の充実を図るため、市民後見人の養成や制度の普及啓発など、委託機関と連携した取り組みが必要。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**6. 総合計画推進委員会(庁内評価)**

評価	継続的な事業の推進で意識啓発等の成果が見られ、施策として前進していると評価する。	A	B	C	D	E
		進捗結果			○	
今後の取組に対する意見	●さらなる啓発を進め、人権意識の醸成、権利擁護支援体制の充実を進める。	<p>A: 実現した</p> <p>B: (後期実施計画策定時と比較して) 大きく前進した</p> <p>C: (後期実施計画策定時と比較して) 前進した</p> <p>D: (後期実施計画策定時と比較して) 変わらない</p> <p>E: (後期実施計画策定時と比較して) 後退した</p>				

**7. 総合計画審議会(外部評価)**

評価	成果指標に若干の低下は見られるが、人権の花運動や成年後見人の養成等を進めており、施策として前進していると評価する。	A	B	C	D	E
		進捗結果			○	
今後の取組に対する意見	<p>●人権意識の醸成については、今後の事業の発展を期待している。</p> <p>●成果指標(審議会等の女性登用率)も低下しているため、今後、男女共同参画がさらに推進される展開を期待している。</p> <p>●成果指標(審議会等の女性登用率)の設定は理解するが、専門的な審議になると、男女の比率よりは議論を優先すべきであるので、重視しすぎなくても良いのではないかと。</p>	<p>A: 実現した</p> <p>B: (後期実施計画策定時と比較して) 大きく前進した</p> <p>C: (後期実施計画策定時と比較して) 前進した</p> <p>D: (後期実施計画策定時と比較して) 変わらない</p> <p>E: (後期実施計画策定時と比較して) 後退した</p>				